

新規組み入れマイクロファイナンス機関のご紹介 No. 14 「NBDバンク(ロシア)」

大和マイクロファイナンス・ファンドの投資対象である「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ」は、2011年7月29日に、ロシアのマイクロファイナンス機関(以下、MFIといひます)「NBDバンク」に現地通貨建てで約1,020万米ドル相当の投資を行いました。

NBDバンク (ロシア)



総資産額	425.6百万米ドル (2010年12月末)
総融資残高	275.4百万米ドル (2010年12月末)
借り手総数(*)	3,241機関(社) (2010年12月末)
貸倒率	0.6%(2010年12月末)

(出所:DWM調べ) (* 主な借り手が中小企業および零細事業主のため)

【融資実行の理由】

NBDバンクはニジニ・ノヴゴロド州を代表する金融機関で、中小企業向け融資および金融サービスに注力しています。2009年は世界金融危機の影響で一時的に業績が悪化しましたが、2010年、2011年と業績および融資内容ともに大きく回復してきています。

また、欧州復興開発銀行による経営サポートを受け、経営体制、企業統治、内部管理が大きく向上しました。今後も地元ニジニ・ノヴゴロド州で着実な成長が見込めることから同MFIへの投資を決定しました。

【ロシアのMFI事情】

ロシア・マイクロファイナンス・センターとMixMarketによると、ロシア国内には2,770のMFIがあり、約61万人が利用しています。総融資残高は約27億米ドル相当で、融資先の約8割が都市部に集中しています。業態別では、信用協同組合や消費者協同組合が過半数のシェアを持っており、それに次ぐのが、商業銀行および農業協同組合です。また、民間機関以外にも、地方自治体などが地元企業や中小・零細事業主向けの基金を設立し、小口融資や経営助言・技術支援サービスなどを提供しています。

【NBDバンクとは?】

NBDバンクは1992年に地元の防衛産業の事業転換を支援するために設立された金融機関です。防衛産業の移行段階が終了するに従い、国際開発機関の欧州復興開発銀行との連携を強化し、1998年のロシアにおける金融危機以降、中小企業や零細事業主向けの金融サービスを本格的に開始しました。

2010年12月末現在、NBDバンクは純資産額ではロシア国内第157位にランクされています。現在も国際的な金融機関との関係構築を進める一方、リテールバンキングの強化を図っています。

借り手の事例

※ご本人の快諾を得て掲載しています。



ドミトリ・セルゲイエ、
オルガ・シシュカノヴァさん夫妻
資金使途：
自動車修理工場の事業拡大

ドミトリ・セルゲイエさんは、トラックの部品を小売店に卸す仕事を行っていましたが、2007年、妻のオルガ・シシュカノヴァさんとニジニ・ノヴゴロド州ボール村でタイヤを売る商売を始めました。ドミトリさんがタイヤの調達と販売を手掛け、オルガさんがタイヤ販売の経理を担当し、夫婦で役割を分担商売を行っています。

この商売を始めるにあたり、タイヤの取り付けや調節、修理などに必要な機械を購入しました。ドミトリさんとオルガさんの商売は順調に拡大し、2010年後半には自家用車や商用車向けの修理全般も始めました。そのために、サービススペースを借り、機具も購入しました。

このような事業拡大を進めていくために、ドミトリさんとオルガさん夫婦はNBDバンクに事業開発資金の小口融資を申請しました。

「事業拡大のために、投資は必要です。NBDバンクはそのための対策を考えてくれました。NBDバンクの事業開発向け融資のおかげで、顧客の増加が見込まれるサービスを提供するための設備を整えることができました。私たちのNBDバンクとの付き合いはとても上手いと思っています。今後もこのパートナーシップを発展させていきたいと思っています。」とドミトリさんとオルガさん夫婦は述べています。

※上記は、大和マイクロファイナンス・ファンドの投資対象である「DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ」の投資先マイクロファイナンス機関をご紹介したものです。将来の組み入れを示唆・保証するものではありません。

2ページ目の一般的な留意事項を必ずご覧ください。

出所:MFI(NBDバンク)、アセット・マネジメント社

お申し込みの際は必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をご確認ください。

ファンドの特色

- 世界の貧困問題に取り組むマイクロファイナンス機関(Microfinance Institutions: MFI)の活動を、直接的な融資も含め資金面で支援するファンドです。
 - 実質的な運用は、マイクロファイナンスに特化した運用会社であるDWMアセット・マネジメント社が行います。
 - 実質的な運用に当たっては、投資対象国(通貨)を幅広く分散することを基本とします。
 - 年2回決算を行います。
- 当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

お申込メモ

信託期間	原則として、2011年3月1日から2021年2月23日まで
購入単位	1,000円以上1円単位*または1,000口以上1口単位 * 購入時手数料および購入時手数料に対する消費税等に相当する金額を含めて、1,000円以上1円単位で購入いただけます。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
決算日	2月および8月の各23日 (年2回。ただし、当日が休業日の場合には翌営業日とします)

投資リスク

当ファンドは、値動きのある有価証券などを投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は、元本が保証されているものではありません。また、預貯金や保険と異なります。当ファンドへの投資には主な変動要因として、「マイクロファイナンス投資にかかるリスク」「金利変動リスク」「信用リスク」「為替変動リスク」「カントリーリスク」「流動性リスク」などが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■目論見書のご請求・お申込みは…

■設定・運用は…

大和証券

東京海上アセットマネジメント投信

商号等：大和証券株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長(金商)第108号
加入協会：日本証券業協会、(社)日本証券投資顧問業協会、
(社)金融先物取引業協会、
一般社団法人 第二種金融商品取引業協会

商号等：東京海上アセットマネジメント投信株式会社
金融商品取引業者
関東財務局長(金商)第361号
加入協会：(社)投資信託協会、
(社)日本証券投資顧問業協会

ファンドの費用

お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額に下記の購入時手数料率を乗じて得た額とします。	
	購入金額	手数料率(税込)
	5,000万円未満	3.150%
	5,000万円以上5億円未満	1.575%
	5億円以上	0.525%
	購入金額：(申込受付日の翌営業日の基準価額/1万口) × 申込口数	
換金(解約)手数料	ありません。	
信託財産留保額	ありません。	

お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬の上限は年1.9765%(税込)程度となります。 ※当ファンドならびに当ファンドが投資対象とする投資信託証券にかかる信託報酬は以下の通りです。 ・当ファンド：信託財産の純資産総額に対し、年1.0815%(税抜1.03%) ・DWMマイクロファイナンスファンドJ-クラスJ： 純資産総額に対し、年0.895%(注) (注)ただし、信託報酬のうち管理会社に支払う報酬(年0.07%)が125,000米ドルに満たない場合は、125,000米ドルとなりますので、投資信託証券の純資産総額によっては上記報酬率を超える場合があります。 ・東京海上マネーマザーファンド：信託報酬はかかりません。
その他の費用・手数料	信託財産の財務諸表の監査に要する費用(純資産総額に対し、税込年0.0105%(上限年63万円))、信託事務などに要する諸費用、立替金の利息、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外国における資産の保管などに要する費用、借入金の利息および組入投資信託証券においてかかる費用などが保有期間中、その都度かかります。 ※監査費用を除くこれらの費用は実際の取引などにより変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※上記手数料等の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。詳細は投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

【一般的な留意事項】

■当資料は、東京海上アセットマネジメント投信株式会社が作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。お申し込みには必ず投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。■当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。■当資料に掲載された図表などの内容は、将来の運用成果や市場環境の変動などを示唆・保証するものではありません。■投資信託は、値動きのある証券など(外貨建資産に投資する場合には、為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。■投資信託は金融機関の預金とは異なり元本が保証されているものではありません。委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資家に帰属します。■投資信託は、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。■投資信託は、預金および保険契約ではありません。また、預金保険や保険契約者保護機構の対象ではありません。■登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。